

○河内町危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱

令和4年4月1日

河内町訓令第28号

(趣旨)

第1条 この要綱は、危険ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、予算の範囲内において、危険ブロック塀等撤去補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 危険ブロック塀等 その全部又は一部に倒壊の危険性があり、かつ、当該倒壊によって通行する者に危険を及ぼすおそれがあると町長が認める組積造又は補強コンクリートブロック造の塀をいう。

(2) 避難路 河内町建築物耐震改修促進計画に定める避難路をいう。

(3) 町税等 固定資産税、住民税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道使用料、認定こども園の利用者負担、児童クラブの負担金、通学施設整備費負担金及び給食費をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する危険ブロック塀等を撤去する事業とする。

(1) 本町の区域内に存すること。

(2) 避難路に面し、または近接し、倒壊した場合に当該道路等を通行する者に危険を及ぼすおそれがあると町長が認めるものであること。

(3) 前号の道路面から最も高い部分の高さが80センチメートルを超えるものであること。

(4) 販売を目的とする土地に存するものでないこと。

(5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条第1項又は第7項の規定による命令の対象となっていないこと。

(6) 既に補助金の交付の対象となった危険ブロック塀等が存していた敷地内に存するものでないこと。

2 補助事業は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項の建設業者

又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第2条第12項の解体工事業者が施工しなければならない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 危険ブロック塀等の所有者、共有者又は管理者である。

(2) 申請日現在において町税等を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(次条において「補助対象経費」という。)は、危険ブロック塀等の撤去に要する費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額又は撤去した危険ブロック塀等の延長に1メートル当たり10,000円を乗じて得た額のいずれか低い額に、3分の2を乗じて得た額とし、100,000円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(次項において「申請者」という。)は、河内町危険ブロック塀等撤去補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 撤去する予定の危険ブロック塀等の範囲を示した図面

(3) 危険ブロック塀等の撤去に要する費用の見積書の写し

(4) 撤去する前の危険ブロック塀等の写真

(5) 危険ブロック塀等が存する土地の登記事項証明書

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 申請者が危険ブロック塀等の共有者又は管理者であるときは、当該申請者は、他の共有者又は所有者に前項の規定による申請の同意を得なければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、河内町危険ブロック塀等撤去補助金交付決定通

知書（様式第2号）により通知するものとする。

（補助事業の内容変更等）

第9条 前条の規定による交付の決定を受けた者（次条及び第13条において「交付決定者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、河内町危険ブロック塀等撤去補助事業変更等承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、河内町危険ブロック塀等撤去補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに町長に報告しなければならない。

（1）補助事業に係る契約書又はこれに類するものの写し

（2）補助事業に係る領収書の写し

（3）補助事業に係る撤去工事の施工前及び施工後の写真

（4）前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、河内町危険ブロック塀等撤去補助金額確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた者は、河内町危険ブロック塀等撤去補助金交付請求書（様式第6号）により町長に補助金を請求しなければならない。

（関係書類の保存）

第13条 交付決定者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他の関係書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補則）

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。